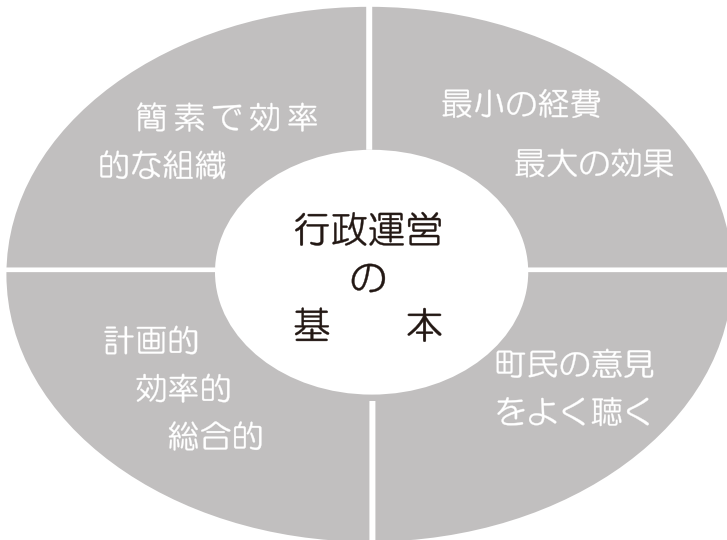


＜第2節 行政運営の基本＞

公正で誠実に
必要な施策を行います。



(第24条 総合計画等)
(第25条 行政評価)
(第26条 財政運営) } 次のようにします。

(行政運営の基本)

第23条

町は、まちづくりを進めるために公正で誠実に必要な施策を行い、次のことに努力します。

- (1) 最少の経費で最大の効果をあげること。
- (2) 行政運営について町民の意見を積極的に聴いて、適切に行政運営に反映すること。
- (3) 計画的で、効率的かつ総合的な行政運営を行うこと。
- (4) 社会の情勢と行政への要求に的確に対応し、簡素で効率的な組織とすること。

(総合計画等)

- 第24条 町は、計画的、効率的、総合的な行政運営を行うために総合計画を策定します。
- 2 町は、総合計画の策定にあたり、町民の意見を反映させるために計画についての情報を町民に提供して、広く町民の参加を得るようにします。
 - 3 町は、総合計画について、その内容と実施状況に関する情報を町民に提供します。
 - 4 前2項の規定は、まちづくりに関する総合計画以外の重要な計画についても同じとします。

(行政評価)

- 第25条 町は、効率的で効果的な行政運営を図るために行政評価を実施します。この場合、町は置戸町行政評価委員会による外部評価を行うことで、町民の視点に立った評価を行います。
- 2 町は、前項の行政評価の結果を町民に公表し、この評価を踏まえて必要な見直しを行うように努めます。

(財政運営)

- 第26条 町は、中長期的な財政運営の見通しのもとに、総合計画や行政評価の結果を踏まえて優先順位に配慮した予算を作り、計画的で健全な財政の運営を行います。
- 2 町長は、毎年度の予算や決算、その他町の財政状況に関する情報を町民に公表します。